

重要事項説明書

(外部サービス利用型特定施設・介護予防特定施設入居者生活介護サービス)

あなたに対する外部サービス利用型特定施設・介護予防特定施設入所者生活介護サービス提供にあたり、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業者の名称	社会福祉法人 広島県同胞援護財団
主たる事務所の所在地	広島市中区大手町三丁目9番25号
代表者の氏名	理事長 久保 徹
設立年月日	昭和27年5月17日
連絡先	TEL(082)246-3200・FAX(082)248-6903
ホームページアドレス	https://www.dohen.or.jp/

2. 利用事業所

施設の名称	養護老人ホーム 可部南静養園
指定事業所番号	広島市長指定 第3470105515号
施設の所在地	広島市安佐北可部南二丁目19番33号
管理者	引地 るみ
開設年月日	平成18年10月1日
連絡先	TEL(082)812-2411・FAX(082)812-3637
実施しているその他の事業	養護老人ホーム可部南静養園・ショートステイ可部南静養園アシステ 特別養護老人ホーム可部南静養園アシステ

3. 事業所の目的と運営の方針

事業所の目的	ホームは、介護保険法令に従い特定施設・介護予防特定施設サービス計画（以下「特定施設サービス計画書」という）の作成、入居者の安否の確認、生活相談等（以下「基本サービス」という）、並びにホームが委託する介護・介護予防サービス事業者（以下「受託介護サービス事業者」という）が特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事の介護その他日常生活上のお世話、機能訓練及び療養上のお世話等を行うことを目的とします。
運営の方針	① ホームは、特定施設サービス計画に基づき、受託介護サービス事業者による介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、入居者が要介護状態になった場合でも、ホームにおいて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように努めます。 ② ホームは、安定的かつ継続的な事業運営に努めます。

4. 利用事業所の設備概要

外部サービス利用型特定施設・介護予防特定施設

敷地	11,578.42㎡	
建物	構 造	鉄骨造 4階建
	延床面積	1,872.69㎡
利用定員	60名	

(1) 居室

外部サービス利用型特定施設・介護予防特定施設

居室の種類	室 数	面 積	1人あたり面積
1階（個室）	21	11.95㎡～12.72㎡	11.95㎡～12.72㎡
2階（個室）	39	11.94㎡～12.97㎡	11.94㎡～12.97㎡

(2) 主な設備

設備の種類	室 数	面 積	特 色
1階食堂	1	76.88㎡	
2階食堂	1	151.21㎡	
一般浴室	1	59.46㎡	個別浴槽・特殊浴槽
医務室	1	21.01㎡	1階へ設置
便所	1階：共同6箇所 2階：共同10箇所		暖房便座 ウォシュレット
静養室	1	11.45㎡	

5. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管理者	8：30～17：30	月に9日
生活相談員	8：30～17：30	月に9日
介護職員	日勤・早出・遅出・夜勤	月に9日
計画作成担当者	8：30～17：30	月に9日

＜配置職員の職務内容＞

管理者	ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。また、ホームの職員に運営規程を遵守させるために必要な指揮命令を行います。
生活相談員	入居者の生活相談及び援助の企画立案、実施に関する業務を行います。また、常に計画作成担当者との連携を図り特定施設サービス計画につなげます。
計画作成担当者	入居者に係る特定施設サービス計画を作成します。実施状況を把握して必要があれば計画を変更します。
介護職員	入居者の日常生活上の安否確認、援助業務を行います。

6. サービスの内容と利用料

(1) 受託契約事業者

① 指定訪問介護

名称 : 訪問介護事業所可部南静養園
所在地 : 広島市安佐北区可部南二丁目19番33号

② 指定訪問看護

名称 : 訪問看護ステーション可部
所在地 : 広島市安佐北区可部南四丁目17番30号

③ 指定通所介護

名称 : デイサービスセンター可部南静養園
所在地 : 広島市安佐北区可部南二丁目19番33号

④ 指定通所リハビリテーション

名称 : 長久堂野村病院
所在地 : 広島市安佐北区可部南四丁目17番30号

⑤ 指定福祉用具貸与

名称 : 深川医療器(株) ライフケア広島
所在地 : 広島市西区商工センター四丁目15番17号

(2) 介護保険給付によるサービス

サービスの種別	内 容	自己負担額
食事	食堂への誘導、お膳の配膳や下膳の介助、食事中的見守り食後の口腔ケアの介助等を行います。	特定施設サービス 計画作成の上、状態に合わせてサービスを提供させていただきます。介護保険サービスの自己負担は、「介護負担割合証」に記載のある割合（1割・2割・3割）をお支払いいただきます。ご確認ください。
排泄	状態に合わせて、排泄の介助を行います。 (ポータブル交換の清掃も含む)	
入浴・清拭	入浴日 : 週に3日 入浴時間 : 9時30分～16時00分 清拭 : 入浴日に入浴できない方はタオルで拭くか、日程を変更して次の日に入浴をしていただきます。	
離床	寝たきり防止のため、できる限り離床に努めます。	
整容	個人としての尊厳に配慮し、整容の援助を行います。	
シーツ交換	シーツ交換を実施します。	
居室清掃	居室清掃を実施します。	
洗濯	必要に応じて衣類の洗濯をします。	
通所介護 (デイサービス)	デイサービスに通って、入浴、排泄、食事等の日常生活上の世話や機能訓練を受けられます。	
通所リハビリテーション (デイケア)	主治医の指示のもとデイケアに通って、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションを受けられます。	
訪問看護	主治医の指示のもと看護師や保健師などによる療養上の世話や必要な診療の補助を受けることができます。	
健康管理	心身の状態について必要な観察を行い、健康管理に努めます。また、必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関及び家族等に連絡して適切な措置を講じます。	
介護相談	入居者とその家族からの相談に応じます。	
福祉用具貸与	入居者の状態に応じて福祉用具を借りる事ができます。	

(3) サービス利用料金＜介護保険給付対象のサービス＞

外部サービス利用型特定施設 要介護1から5の利用者

項 目	内 容	単 位	金 額
基本部分	外部特定生活介護	84	877 円／日
訪問介護（身体介護）	15分未満	94	982 円／回
	15分以上30分未満	189	1,975 円／回
	30分以上45分未満	256	2,675 円／回
	45分以上60分未満	341	3,563 円／回
	60分以上75分未満	426	4,451 円／回
	75分以上90分未満	511	5,339 円／回
	90分以上	※90分を超える場合は15分増すごとに386円加算。	
訪問介護（生活介護）	15分未満	48	501 円／回
	15分以上30分未満	94	982 円／回
	30分以上45分未満	142	1,483 円／回
	45分以上60分未満	190	1,985 円／回
	60分以上75分未満	214	2,236 円／回
	75分以上	256	2,675 円／回
訪問看護	20分未満	282	2,946 円／回
	30分未満	423	4,420 円／回
	30分以上1時間未満	739	7,722 円／回
	1時間以上1時間30分未満	1,013	10,585 円／回
通所介護 （デイサービス） ※6時間以上7時間未 満の場合の料金 （大規模事業所）	要介護1	508	5,308 円／回
	要介護2	600	6,270 円／回
	要介護3	693	7,241 円／回
	要介護4	784	8,192 円／回
	要介護5	877	9,164 円／回
通所 リハビリテーション ※6時間以上7時間未 満の場合の料金	要介護1	639	6,677 円／回
	要介護2	760	7,942 円／回
	要介護3	877	9,164 円／回
	要介護4	1,016	10,617 円／回
	要介護5	1,153	12,048 円／回
福祉用具貸与		福祉用具貸与料金の（1割・2割・3割）を頂きます。※借りる福祉用具によって料金が異なります。	

協力医療機関連携加算	相談・診療を行う体制を常時確保している協力医療機関と連携している場合、1月につき+100単位　上記以外の協力医療機関と連携している場合、1月につき+40単位	
障害者等支援加算	20	209 円／日
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22	229 円／日
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18	188 円／日
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6	62 円／日
介護職員処遇改善加算	利用したサービスの総単位数に12.8%を乗じた単位数	
身体拘束廃止未実施減算	①身体拘束を行う場合は記録を残すこと②身体拘束適正化のための委員会を開催すること③身体拘束適正化のための指針を作成すること④身体拘束適正化のための研修を定期的の実施することの4つのうち1つでも実施出来ていない場合に減算されます。	
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生またはその再発を防止するための措置が講じられていない場合に減算されます。	
業務継続計画未策定減算	感染症や非常災害発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定していない場合に減算されます。	

※原則特定施設サービス計画に基づきサービスを提供し請求を行います。随時対応を要するサービスが提供された場合は請求させていただくことがあります。

※ 1 単位あたり 10.45円

外部サービス利用型介護予防特定施設 要支援１・２の利用者

項 目	内 容	単 位	金 額
基本部分	予防外部特定生活介護	57	595 円／日
予防訪問介護Ⅰ	概ね週1回の利用	1,032	10,784 円／月
予防訪問介護Ⅱ	概ね週2回の利用	2,066	21,589 円／月
予防訪問介護Ⅲ	概ね週3回の利用（要支援2のみ）	3,277	34,244 円／月
予防訪問介護Ⅰ・日割	予防訪問介護Ⅰ（日割計算の場合）	34	355 円／日
予防訪問介護Ⅱ・日割	予防訪問介護Ⅱ（日割計算の場合）	68	710 円／日
予防訪問介護Ⅲ・日割	予防訪問介護Ⅲ（日割計算の場合）	108	1,128 円／日
予防訪問看護	20分未満	272	2,842 円／回
	30分未満	405	4,232 円／回
	30分以上60分未満	713	7,450 円／回
	60分以上90分未満	978	10,220 円／回
予防通所 リハビリテーション	要支援1	2,041	21,328 円／月
	要支援2	3,805	39,762 円／月
予防通所介護	要支援1	1,511	15,789 円／月
	要支援2	3,099	32,384 円／月
予防福祉用具貸与		福祉用具貸与料金の（1割・2割・3割）を頂きます。※借りる福祉用具によって料金が異なります。	
予防協力医療機関連携加算		相談・診療を行う体制を常時確保している協力医療機関と連携している場合、1月につき＋100単位 上記以外の協力医療機関と連携している場合、1月につき＋40単位	
予防特定施設障害者等支援加算		20	209 円／日
予防サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		22	229 円／日
予防サービス提供体制強化加算（Ⅱ）		18	188 円／日
予防サービス提供体制強化加算（Ⅲ）		6	62 円／日
予防介護職員処遇改善加算		利用したサービスの総単位数に12.8%を乗じた単位数	
身体拘束廃止未実施減算		①身体拘束を行う場合は記録を残すこと ②身体拘束適正化のための委員会を開催すること ③身体拘束適正化のための指針を作成すること ④身体拘束適正化のための研修を定期的の実施することの4つのうち1つでも実施出来ていない場合に減算されます。	
高齢者虐待防止措置未実施減算		虐待の発生またはその再発を防止するための措置が講じられていない場合に減算されます。	
業務継続計画未策定減算		感染症や非常災害発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定していない場合に減算されます。	

※原則特定施設サービス計画に基づきサービスを提供し請求を行います。随時対応を要するサービスが提供された場合は請求させていただくことがあります。

※ 1 単位あたり 10.45 円

(4) 介護保険給付対象外のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

① 支給限度額を超えての介護サービスの利用。

外部サービス利用型特定施設入所者生活介護費支給限度額

介護度	支給限度額
要支援 1	5, 0 3 2 単位
要支援 2	1 0, 5 3 1 単位
要介護 1	1 6, 3 5 5 単位
要介護 2	1 8, 3 6 2 単位
要介護 3	2 0, 4 9 0 単位
要介護 4	2 2, 4 3 5 単位
要介護 5	2 4, 4 4 2 単位

※予防給付は、居宅サービス区分支給限度額と同じ。

② 理美容

必要に応じて、理容師、美容師の出張による理髪、美容サービスを利用できます。

利用料金：要した費用の実費

③ 日常生活用品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で、利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用（オムツ代金等）

④ 入居者の希望により提供される、日常生活上の便宜に要する費用

(5) 利用料金のお支払い方法

前記の自己負担に係る料金・費用は月末に計算し、翌月 25 日に預り通帳から払い戻しします。尚、現金払いについては請求書到着後、月末までにお支払いいただきます。

(6) 利用料が減額となる制度

高額介護サービス費 (※要介護 1～5 の 方のみ)	世帯の 1 ヶ月の在宅サービスや施設サービスにかかる 1 割の利用者負担額の合計が所得区分に応じた上限額を超えた場合に、超えた金額が高額介護サービス費として介護保険から支給されます。
介護保険サービス 利用者負担加算	本人の経済状況が他入所者と比較し、不合理であると市長が認める場合は収入に応じて市から補助を受けることができます。

7. 事故発生時の対応について

(1) 当施設では、サービスの提供により事故が発生した場合は、すみやかに県、市町村、身元引受人に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録します。

(2) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

8. 苦情等申立窓口

利用者相談窓口	受付時間	8：30～17：30 日曜・祝祭日及び年末年始は除く	
【苦情受付担当者】 可部南静養園 相談員 長谷川 洋平 【苦情解決責任者】 可部南静養園 施設長 引地 るみ 【第三者委員】 伊藤 唯道 (連絡先) 090-3975-2853 林 誠 (連絡先) 090-4106-8550	連絡先	電話 (082) 812-2411 場所 養護老人ホーム可部南静養園	
	苦情対応 の 手順	(1) 苦情の受付 苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。 (2) 苦情受付の報告・確認 苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知します。 (3) 苦情解決のための話し合い 苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。 ア. 第三者委員による苦情内容の確認 イ. 第三者委員による解決案の調整 ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認 (4) 都道府県「運営適正化委員会」の紹介（介護保険事業者は国保連、市町村も紹介） 本事業者で解決できない苦情は、広島県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。	
広島市安佐北区厚生部福祉課高齢介護係		電話	(082) 819-0621
広島県国民健康保険団体連合会介護保険課		電話	(082) 554-0783
社会福祉協議会広島県福祉サービス運営適正化委員会		電話	(082) 254-3419

9. 提供するサービスの第三者評価の実施状況

第三者評価の実施状況	未実施
------------	-----

10. 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 長久堂野村病院
院長名	野村 真哉
所在地	広島市安佐北区可部南四丁目17番30号
電話番号	(082) 815-2882

9. 協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人社団 オーデック
院長名	土井 伸浩
所在地	広島市安佐南区上安三丁目1-10
電話番号	(082) 832-7555

11. 非常災害時の対策

災害時の対応	非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を整えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめBCP（事業継続計画）、消防計画を作成しています。
近隣との協力関係	自治会と近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。
平常時の訓練	BCP（事業継続計画）、消防計画に則り、年2回以上夜間及び昼間を想定した避難訓練を利用者の方も参加して実施します。
防災設備	避難階段 避難口（非常口） スプリンクラー設備 自動火災報知設備 非常警報設備 浮力起伏式止水板 誘導灯及び誘導標識 防火用水 消火器具 非常通報設備 止水扉
消防計画等	防火管理者 引地 るみ

12. 留意事項

来訪・面会	面会時間 9：00～19：00 来訪者は面会時間を遵守し、必ず面会カードに記入をお願いします。
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行先と帰宅日時を職員に申し出てください。
居室・設備器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従って利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は指定の喫煙場所をお願いします。医師の指示の下、喫煙・飲酒をお控えいただく場合があります。
集団生活	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	利用時の所持品については、記名をお願いします。
現金等の管理	原則、当施設において現金の管理は行いません。
禁止事項	下記の行為を禁止します。 ①ハラスメント、暴行、脅迫、ひどい暴言、著しく不当な要求等の著しい迷惑行為 ②ガソリン・灯油・ライター等の爆発・火災につながる危険物、スタンガン・クロスボウ・包丁・ナイフ等の殺傷につながる危険物、有毒ガス等の危険性刺激物の施設内への持ち込み ③施設内で見聞きした個人情報の外部への流出 ④施設内のペットの持ち込み及び飼育 ⑤施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動